

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会 図書館
指 摘	図書館資料等を損傷又は滅失した場合、富山市立図書館条例では、同一の現物又は相当の金額をもって弁償しなければならないとされているが、「同一の現物」が絶版であった場合、類似内容の書籍や最新号をもって代替資料とし、利用者に弁償させていたもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>損害賠償の規定内容を実態と合わせるため、令和5年6月市議会定例会にて同条例の一部改正を諮り、令和5年7月1日に施行した。</p> <p>今後も同条例等法令に基づき、適正に事務を行ってまいりたい。</p> <p>【参考】富山市立図書館条例 (損害賠償) (改正前)</p> <p>第9条 入館者又は図書館資料等の利用者が、図書館の建物、設備、備品、図書館資料等を損傷し、又は滅失した場合においては、同一の現物又は相当の金額をもって弁償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(改正後)</p> <p>第9条 図書館資料等を損傷し、又は滅失した者は、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p>